

★街頭での活動については、国や地方自治体からの規制がなく、実施団体・個人が安全に実施可能とご判断された場合は、感染対策を十分にとっていただき実施いただけることといたしました。但し、今後の状況により変更の可能性もございます。

街頭での募金活動をご検討の方は下記をご確認のうえ、ツール申込をお願いいたします。

- A) 公道を利用する場合・・・使用したい道路を管轄している警察署に「**道路使用許可申請書**」を提出して、許可を得てください。
- C) 店舗・商店街、公園などを利用する場合・・・敷地の管理者・保有者から必ず承諾を得てください。
「**貴敷地使用許可申請書**」を事前に該当の場所の事務所に提出のうえ、許可をうけてください。
- B) 駅敷地を利用する場合（首都圏以外）
鉄道会社に事前に許可申請（特に決まった用紙はありません）が必要です。
活動予定日の1か月前までに直接駅へお問い合わせください。

★尚首都圏（東京・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県）の駅での活動許可申請については、当協会が一括して申請しておりますが、2022年は申請期限が過ぎているためお受けすることができません。 駅敷地以外での場所での活動をご検討いただきますようお願いいたします。

駅敷地内募金活動に関するお願いについて

危機管理の観点から、ユニセフ募金活動を駅敷地内にて行う時は、以下のガイドラインを遵守していただきますようお願い申し上げます。

- ① 事前に駅を訪問または連絡のうえ、募金活動実施（場所、人員、活動時間）の予定を伝えてください。
- ② 事前に最寄りの警察署の場所を確認してください。
- ③ 募金活動当日、駅長室へうかがい、駅長より当日の諸注意を受けてください。
- ④ 駅務に支障をおよぼしたり、旅客に迷惑を及ぼす状況であったり、そうした事態が予想された場合は速やかに募金活動を中止してください。
- ⑤ 酔っ払いなどの通行人絡みのトラブルが実際に発生した場合の手順は以下

の通りです。

- ・募金活動の中止
- ・事態の鎮静化を図ってください。
- ・事態が悪化し、身の危険が懸念されるレベルと判断した場合、警察に通報し、対応をお願いしてください。
- ・警察に対応を求めた旨、駅長に報告してください。
- ・募金活動終了
- ・トラブルの概要を日本ユニセフ協会へ事後報告願います。